

令和7年度 第2回 福井・坂井地域医療構想調整会議 福井分科会	資料5
令和8年3月12日（木）19時～	

# 地域で不足する医療機能に関する 届出状況等について (外来医療計画関連)

# 地域で不足する医療機能に関する要請（外来医療計画関連）

## 要請内容

- ・外来医師多数区域である福井・坂井医療圏の新規開業希望者（診療所の移転や開設者変更の場合の開設許可申請や届出を行う者を含む。）に対し、不足する医療機能を担うよう要請
- ・要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由等について協議の場で確認を行い、その結果を県のホームページなどで公表

（坂井地域は人口あたりの診療所医師数、病院・診療所数が県内で最も少ないため、新規開業者に合意までは求めない。）

### 【不足する医療機能】① 訪問診療、往診

- ② 休日当番医（休日、夜間に輪番による在宅当番医や休日・夜間急患センターに参加している医師または医療機関）
- ③ 休日における外来診療（休日とは、日曜および国民の祝日に関する法律により規定している休日）

## 要請手順

- ① 外来医師多数区域に所在する保健所は、新規開業希望者が診療所開設に関する事前相談に来所する機会や開設の届出様式を入手する機会に、当該区域での開業に当たって地域で不足する医療機能を担うよう要請
- ② 新規開業者は、届出様式の「地域で不足する医療機能のうち提供する医療機能等の欄」に提供する機能等を記入し、所管する保健所に提出
- ③ 新規開業者の要請に対する合意状況については、「外来医療に関する協議の場」（地域医療構想調整会議）で確認し、合意しない場合は、協議の場において当該新規開業者との間で協議

# <参 考> 診療所開設届書 様式の抜粋

## (参考) 診療所開設届書 様式の抜粋

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 殿

**開設者住所**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

**開設者氏名**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

**診 療 所 開 設 届 書**

下記のとおり診療所を開設したので、医療法第8条により届けます。

**記**

1. 名 称	( 画 一 )
2. 所 在 地	
3. 開 設 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日開業予定)
4. 診 療 科 名	
5. 診 療 日 お よ び 診 療 時 間	

\*開設者が(歯科)医師個人の場合

開設者が現に他の病院もしくは診療所等を開設し、管理し、または勤務している場合	名 称	
	所 在 地	
	診 療 時 間	から まで
	興施設間の距離・所要時間	Km 片道 時間 分
本施設と同時に病院または診療所等を開設しようとする場合	名 称	
	所 在 地	

**6. 管理者**

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
免許登録年月日	年 月 日	番 号	第 号

**7. 従業員定員**

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	歯 科 衛 生 士	看 護 補 助 者	栄 養 士	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	診 療 X 線 技 師	事 務 員	そ の 他					計
-----	---------	-------	-------	---------	-------	-----------	-----------	-------	-----------	---------------	-------------	-------	-------	--	--	--	--	---

**27. 暖房設備**

診察室	処置室	病室	X線室	分娩室	新生児入浴施設
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

**28. その他の施設**

看護師室	m <sup>2</sup>	事務室	m <sup>2</sup>	入浴施設	職員用	男子	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>			女子	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>	院長室	m <sup>2</sup>			共用	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>	応接室	m <sup>2</sup>		患者用	男子	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			女子	m <sup>2</sup>
医 局	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		共用	m <sup>2</sup>	

**29. 住宅と併設の場合**

診療所使用面積	住宅使用面積		
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

- \*添付書類 ①付近の見取図  
 ②建物の平面図  
 ③医師、歯科医師の履歴書  
 ④医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し

**【外来医師多数区域の場合】**

○地域で不足する医療機能のうち、提供する医療機能等の欄に○を記入してください。

地域で不足する医療機能	提供の有無	地域で不足する医療機能	提供の有無
① 訪問診療、往診		② 休日等当番医	
③ 休日における外来診療		④ 不足機能を提供しない	

○地域で不足する機能を提供しない場合、その理由を記入してください。

理由記載欄

\*地域で不足する機能を提供しない場合は、「地域医療構想調整会議」において、提供しない理由等を協議します。

# 地域で不足する医療機能に関する届出状況等 (外来医療計画関連)

## 福井地域における医科診療所の開設状況 (令和7年6月～11月)

医療機関の名称	開設届出日	届出事由	所在地	主な診療科	不足する医療機能の提供			
					訪問診療、往診	休日当番医	休日外来	左記3項目に該当なし
種池診療所	6/10	開業	燈豊町	内科	○			
Mクリニック	7/1	一社→医療	石盛町	小児科、内科、整形外科、リハビリテーション科		○		
くわばら皮膚科クリニック	8/1	個人→法人	城東	皮膚科、アレルギー科、形成外科	○			
みねぎし皮ふ科形成外科	10/3	個人→法人	開発	形成外科、皮膚科、美容皮膚科、美容外科		○ 要請あれば対応可		
おおわだ眼科	11/6	開設者変更	大和田2	眼科				○
高橋眼科医院	11/6	個人→法人	福新町	眼科				○



医療機関の名称	該当しない理由	理由の妥当性 (案)
おおわだ眼科	眼科専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	開設者変更に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。
高橋眼科医院	眼科専門の診療所であり、不足する医療機能として整理されている項目について、該当するものがない。	医療法人の設立に伴う届出であり、新たに診療所を開設するものではないことから、再要請の対象外としてはどうか。



- 外来医療計画においては、要請に対する新規開業者の合意の状況、また合意しない場合はその理由などについて協議の場で確認することとしている。
- 上記の「理由の妥当性(案)」が適切かどうかご意見を伺いたい。

## 医療法等の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

### 改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

#### 1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
  - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
  - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
  - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。

厚生労働大臣は、医療計画で定める都道府県において達成すべき五疾病・六事業及び在宅医療の確保の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。

都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定のために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができることとするとともに、医療機関が当該事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする。また、国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、当該事業に要する費用を負担するものとする。
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

#### 2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。  
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請公告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

#### 3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子診療録等情報（電子カルテ情報）の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。  
政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならない。  
政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率が約100%となることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先進的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。  
また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

#### (その他)

- ・ 政府は、令和8年4月1日に施行される外来医師過多区域等に関する規定の施行後3年を目途として、外来医師過多区域において、新たに開設された診療所の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 政府は、この法律の公布後速やかに、介護・障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。

### 施行期日

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は公布日（1①の一部及びその他の一部）、令和8年4月1日（1②、2①の一部、②及び③並びにその他の一部）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

## 外来医師過多区域の候補区域について（案）

### 論点

外来医師過多区域の基準について

- ・ 外来医師偏在指標について、「全国平均値+標準偏差の1.5倍」以上 かつ
- ・ 可住地面積あたり診療所数が上位10%

とし、当該基準に該当する以下の9箇所の二次医療圏を、国が提示する外来医師過多区域の候補区域としてはどうか。

都道府県	二次医療圏名	外来医師偏在指標の全国平均値との差が標準偏差の何倍か（1.5倍以上の圏域）	可住地面積あたり診療所数の対全国値比	該当市区町村
東京都	区中央部	7.22	52.90	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
東京都	区西部	4.28	28.20	新宿区、中野区、杉並区
東京都	区西南部	3.56	26.98	目黒区、世田谷区、渋谷区
京都府	京都・乙訓	2.54	8.52	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
大阪府	大阪市	1.94	19.42	大阪市
福岡県	福岡・糸島	1.86	5.95	福岡市、糸島市
東京都	区南部	1.82	15.37	品川区、大田区
東京都	区西北部	1.74	18.47	豊島区、北区、板橋区、練馬区
兵庫県	神戸	1.58	5.73	神戸市

※可住地面積あたり診療所数の上位10%の対全国値比は3.59倍に相当

外来医師偏在指標（令和6年1月公表）、令和5年医療施設静態調査を元に医政局地域医療計画課で集計。可住地面積は総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2025」を出典とした。